

「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特例」 (経営者保証に関する研究会)

2025/10(再掲載)

2019 年 12 月 24 日「経営者保証に関する研究会」は「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特例」を公表し、金融庁も同日付で、改めて「ガイドライン及び本特例が融資慣行として浸透・定着していくよう努める」旨の意思表示をした。

本特則の最大の特徴は「事業承継時の経営者保証の取扱いについては、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めない」こととし、例外的に二重に保証を求めることが許容されるケースを明確に例示したことにある。

経営者・前経営者の双方との保証契約で二重保証が認められるケースとして例示されているのは、次のとおり。

- ① 前経営者が死亡し、相続確定までの間、亡くなった前経営者の保証を解除せずに後継者から保証を求める場合など、事務手続完了後に前経営者等の保証解除が予定されている中で、一時的に二重徴求となる場合
- ② 前経営者が引退等により経営権・支配権を有しなくなり、本特則第 2 項(2) (※) に基づいて後継者に経営者保証を求めることがやむを得ないと判断された場合において、法人から前経営者に対する多額の貸付金等の債権が残存しており、当該債権が返済されない場合に法人の債務返済能力を著しく毀損するなど、前経営者に対する保証を解除することが著しく公平性を欠くことを理由として、後継者が前経営者の保証を解除しないことを求めている場合
- ③ 金融支援（主たる債務者にとって有利な条件変更を伴うもの）を実施している先、または元金等の返済が事実上延滞している先であって、前経営者から後継者への多額の資産等の移転が行われている、または法人から前経営者と後継者の双方に対し多額の貸付金等の債権が残存しているなどの特段の理由により、当初見込んでいた経営者保証の効果が大きく損なわれるために、前経営者と後継者の双方から保証を求めなければ、金融支援を継続することが困難となる場合
- ④ 前経営者、後継者の双方から、専ら自らの事情により保証提供の申出があり、本特則上の二重徴求の取扱いを十分説明したものの、申出の意向が変わらない場合（自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、対象債権者から要求されたものではないことが必要）

※事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則該当部分を参照（日本商工会議所もしくは全国銀行協会 HP で閲覧可能）

なお、後継者との保証契約においては、後継者に対し経営者保証を求めることは事業承継の阻害要因になり得ることから、後継者に当然に保証を引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、ガイドライン第 4 項(2)（次頁参照）に即して、保証契約の必要性を改めて検討するとともに、事業承継に与える影響も十分考慮し、慎重に判断することを求めている。

具体的には、経営者保証を求めることにより事業承継が頓挫する可能性や、これによる地域経済の持続的な発展、金融機関自身の経営基盤への影響などを考慮し、ガイドライン第 4 項(2)の要件の多くを満たしていない

場合でも、総合的な判断として経営者保証を求めない対応ができないか、真摯かつ柔軟に検討することを求める内容となっている。

また、前経営者との保証契約においては、実質的な経営権・支配権を保有しているといった特別の事情がない限り、いわゆる「第三者保証」に該当する可能性がある。

2020年4月1日から、民法は第三者保証の利用を制限しており、また、金融機関には、経営者以外の第三者保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立が求められていることを踏まえて、保証契約の適切な見直しを検討することが必要となる。

保証契約の見直しを検討した上で、前経営者に対して引き続き保証契約を求める場合には、前経営者の株式保有状況（議決権の過半数を保有しているか等）、代表権の有無、実質的な経営権・支配権の有無、既存債権の保全状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案して、保証の必要性を慎重に検討することが必要である。特に、取締役等の役員ではなく、議決権の過半数を有する株主等でもない前経営者に対し、やむを得ず保証の継続を求める場合には、より慎重な検討を求める内容となっている。

ガイドライン第4項(2)

(2) 対象債権者における対応

対象債権者は、停止条件又は解除条件付保証契約、ABL、金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ることとする。

また、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、上記のような代替的な融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で、検討する。

イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

ロ) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。

ハ) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。

ニ) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。

ホ) 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

(注は省略)

詳細は、全国銀行協会ホームページ 参照

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n122401/>

以上